

失格判定基準

1 価格失格判定基準

(1) 予定価格5,000万円以上の工事

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を下回る価格をもって入札した場合。なお、算出にあたっては別表第1に留意するものとする。

ア 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

イ 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

ウ 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

エ 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2) 工事の性質上前各号の規定により難しいものについては、価格失格判定基準を定めないことができる。

2 価格失格判定基準以外の失格判定基準

項 目	内 容
1 設計仕様等に適合しない場合	1 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 2 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
2 積算内訳書算出根拠が適正でない場合	1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合 3 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合 4 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 5 資材（機器）購入に係る見積額を下回る積算額が計上されていない場合 6 監理技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 7 下請予定業者の見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられておらず、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
3 建設副産物の処理が適正でない場合	1 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 2 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合
4 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	1 監理技術者等が重複専任になる場合 2 その他法令違反
5 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	1 入札日から過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合。（ただし、不起訴となった場合は除く。） 2 入札日から過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払い命じる仲裁判断が出された場合。（ただし、和解的仲裁判断は除く。） 3 その他